

第36回朝霞市民まつり催物募集要項

目的	この要項は、朝霞市コミュニティ協議会が主催する朝霞市民まつりに参加する催物を広く市民から募集するために必要な事項を定め、もって市民まつりの目的を達成することを目的とする。
名称	朝霞市民まつり催物事業
内容	市民まつり会場内における催物事業の参加募集及び許可
開催日	2019年8月2日（金）～2019年8月4日（日）
会場	朝霞中央公園・青葉台公園及び周辺道路・北朝霞公園・朝霞台駅南口 各々の会場は、実行委員会の判断により決定
募集の方法	彩夏祭ホームページで公募及び前回申込者に案内
募集の時期	2019年3月4日（月）～2019年5月17日（金）
募集事業数	開催区域内で調整可能な数を上限とする。
募集の条件	①催物は、市民まつりの趣旨に沿った事業でなくてはならない。 ②原則として、市民が自由意思に基づいて団体加入又は催物事業に参加できるものであること。 ③主たる活動の場所又は事務所等を朝霞市内に置く者であること。
選考の基準	選考に当たっては次の順に選考し、広報企画委員会において審議する。 ①市及び国、県が主催する事業 ②コミュニティ協議会加盟団体が実施する事業 ③実行委員会において必要とする事業 ④前項①～③以外で前回までの市民まつりに参加したことがある事業 ⑤当日市民が参加できる事業 ⑥その他の事業
募集の詳細	提出書類、手順等は別に定める。
参加の決定	実行委員会からの通知をもって決定する。
催物負担金	催物を行う者は、催物参加者負担金として5万円を実行委員会に納入するものとする。ただし、選考基準①～③に該当する事業については催物負担金を要しない。 なお、催物負担金は、実行委員会が特別な事情と認めた場合を除き、返還しない。
運営責任等	①催物を行う者は、本募集要項を遵守し自己の催物に関し一切の責任を負うものとする。 ②爆発事故や火災のような人命・傷害にかかわる事故等の発生を防止するとともに、来場者の安全の確保を最優先にすること。 ③市民まつりが、実行委員会の責めに帰さない事由（荒天等）により中止となった場合の損害について、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
傷害保険等 指導協力等	催物を行う者は、参加者を被保険者とする傷害保険に加入すること。 催物を行う者は、実行委員会の指導に従うものとし、準備から後片付けまで積極的に協力しなくてはならない。実行委員会の許可後であったとしても、指導に従わない者や協力的でない者に対しては、許可を取り消すことがある。
問合せ	朝霞市民まつり実行委員会事務局 朝霞市本町1-1-1（朝霞市役所市民環境部地域づくり支援課内） TEL 048-463-2645（直通） FAX 048-463-2294